

八幡平市子育て世代活動支援センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童のうち中学校就学の始期に達するまでの者（以下「こども」という。）及びその保護者が安全に遊べる屋内遊び場を提供し、子育て世代の交流促進を図り、もってこどもの健やかな育ちの推進及び子育て世代の活動支援をするため、八幡平市子育て世代活動支援センター（以下「活動支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 活動支援センターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
八幡平市子育て世代活動支援センター	八幡平市大更第25地割508番地4

(構成)

第3条 活動支援センターを構成する施設は、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援エリア
- (2) 相談室
- (3) イベントコーナー
- (4) 保育室

(休館日)

第4条 活動支援センターの休館日は、別表第1のとおりとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(開館時間)

第5条 活動支援センターの開館時間は、別表第1のとおりとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(使用できる者の範囲)

第6条 活動支援センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子育て支援エリア こども及びその保護者又は18歳以上の引率者（以下「保護者等」という。）
 - (2) 相談室 子育てに関する相談をする者
 - (3) イベントコーナー 子育て世代の支援に関するイベントを実施する者及び第1号に規定するもの
 - (4) 保育室 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの児童
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 子育て支援エリアを使用する際は、保護者等が同伴するものとし、原則として、同伴する保護者等1人に対しこども3人まで使用できるものとする。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設若しくは同条第5項

に規定する地域型保育事業、小学校又は学童保育クラブ（以下「教育・保育施設等」という。）が、保育又は教育上の目的で使用し、かつ、引率する職員の数が、教育・保育施設等の職員の配置基準を満たす場合は、この限りでない。

（使用許可）

第7条 活動支援センターの施設を使用しようとする者（前条第1項第4号にあっては児童の保護者）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 活動支援センターにおいて、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

3 市長は、前2項の規定による使用又は行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 活動支援センターの施設若しくは設備を汚損し、若しくは破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3） 活動支援センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- （4） その他管理上適当でないと認められるとき。

4 市長は、活動支援センターの管理上必要があると認めるときは、第1項又は第2項の許可に条件を付することができる。

（使用許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号に該当する場合は、前条第1項又は第2項の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該使用許可を取り消し、その効力を停止し、前条第4項の条件を変更し、又は使用の中止、原状の回復若しくは活動支援センターからの退去を命ずることができる。

- （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2） 使用許可の条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- （4） 活動支援センターの管理上必要があると認めるとき。
- （5） 天災その他特別の事情により必要があると認められるとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、活動支援センターの管理に支障を来すおそれがあると認められるとき。

2 前項の規定により使用許可の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じた場合においても、市長はその責めを負わない。

（違反に対する措置）

第9条 使用者が前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は解消するまでの間、市長は活動支援センターの使用を禁止することができる。

（使用料）

第10条 使用者は、別表第2に定める使用料（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を含む。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第12条 使用者が既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第8条第1項第4号又は第5号の規定により市長が使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(特別の設備)

第13条 使用者は、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、活動支援センターを許可された目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、故意若しくは過失により施設、設備その他の物品を損傷し、又は亡失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に活動支援センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により、指定管理者を指定した場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 活動支援センターの運営に関する業務
- (2) 活動支援センターの施設の利用の許可及び制限に関する業務
- (3) 活動支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に活動支援センターの管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	市長は、必要があると認めるときは、	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて
第5条	市長は、必要があると認めるときは、	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて
第6条	使用 市長が	利用 指定管理者が、市長の承認を受けて
第7条	使用許可 使用	利用許可 利用

	市長	指定管理者
第8条	使用許可	利用許可
	市長	指定管理者
	使用者	利用者
	使用	利用
第9条	使用者	利用者
	市長	指定管理者
	使用	利用
第10条	使用料	利用料金
	使用者	利用者
第11条	使用料	利用料金
	市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、	指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて
第12条	使用料	利用料金
	使用者	利用者
	市長が使用許可を	指定管理者が利用許可を
	使用	利用
	市長が特別の理由があると認めるとき	指定管理者が特別の理由があると認め、市長の承認を受けたとき
第13条	使用者	利用者
	使用	利用
	市長	指定管理者
第14条	使用者	利用者
	使用	利用
第15条	使用者	利用者
	市長が特別の事情があると認めるときは、	指定管理者が特別の事情があると認めるときは、市長の承認を受けて

(指定管理者の指定の手續等)

第17条 指定管理者の指定の手續等については、八幡平市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年八幡平市条例第206号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、活動支援センターの管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第19条 指定管理者が管理する活動支援センターの利用料金は、指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

(施設等の変更禁止)

第20条 指定管理者は、活動支援センターの施設、設備等を利用する場合において、これを模様替えし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(処分の効力)

第21条 指定管理者の指定の期間の開始若しくは満了又は法第244条の2第11項の規定による指定の取消し若しくは中止により活動支援センターの管理を行うものに変更があったときは、当該変更の日前に活動支援センターの利用許可の権限を有する者（以下「変更前の権限者」という。）に対してなされた利用許可の申請及び変更前の権限者によりされた利用許可は、変更の日以降に利用許可の権限を有する者（以下「変更後の権限者」という。）に対してなされた利用許可の申請及び変更後の権限者によりされた利用許可とみなす。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第17条の規定に基づく指定管理者の指定に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第4条、第5条関係）

施設名	休館日	開館時間
子育て支援エリア	毎週木曜日 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時30分から午後4時30分まで
相談室		
イベントコーナー		午前9時から午後5時まで
保育室		

別表第2（第10条、第19条関係）

施設名	使用料		備考
子育て支援エリア	こども1人につき 100円		
イベントコーナー	1時間につき 1,000円		使用時間が1時間に満たない場合は、1時間未満の端数を切り上げて1時間とする。
保育室	市内使用者	1時間につき 300円	
	市外使用者	1時間につき 500円	